Part 5 環境政策

[1] 環境負荷軽減への取り組み

- 航空機代替燃料 (バイオジェット燃料) の早期実用化に向けた 取り組みを加速すべき
- ●世界的に公平な経済的手法を構築し、制度導入にあたっては 航空会社の負担を極小化できるよう環境を整備すべき

現状と課題

世界的なCO2排出削減の枠組み

地球温暖化は国際的に喫緊の課題であり、温暖化防止に向けては国際的に期間と量の目標を定め、温室効果ガスを合意内容に沿って削減しなければなりませんが、現時点では具体策に対する国家間の足並みは乱れています。

1992年に開催された地球サミットにおいて大気中の温室効果ガスを削減していく気候変動枠組条約に150カ国以上が署名し、以降、条約締結国で開催される会議(COP)で具体的な議論がされています。1997年のCOP3においては京都議定書が採択され、先進国のCO2削減目標が設定されましたが、大排出国である米中印が参加しておらず、実効性に疑問が持たれていました。2011年のCOP17では、2020年以降に全ての国に適用される新たな法的枠組みの構築に向けた筋道に合意しました。

一方、こうした中で日本政府は、 COP15のコペンハーゲン合意に基づ き、「全ての主要国による公平かつ実効 性のある国際枠組みの構築及び意欲的な 目標の合意」を前提として、2020年の 温室効果ガス排出量を1990年比で25 %削減する目標を国連に提出し、その後 2013年に2005年比で3.8%削減と目 標を修正しています。2010年3月には 「地球温暖化対策基本法案」を閣議決定 し、その中ですべての国と長期目標を共 有するよう努めつつ、温室効果ガスの排 出量を2050年までに1990年比で80% 削減することを目標としています。また、 2015年に「地球温暖化対策推進本部」 を開催し、日本の約束草案として2030 年に2013年度対比で26%削減する新 たな目標を策定しました。

CO2削減の枠組み

全世界で排出されるCO2のうち約2%は航空分野から排出されていますが、ICAOの予測では2025年までの航空輸送量の伸びに応じ、CO2排出量は2050年には現在の2倍~5倍に達すると予測されています。これに対し、ICAOは2010年の第37回総会で①2050年までの間、世界平均年2%の燃費効率の改善を実現する、②2020年以降国際航空分野でのCO2排出量を頭打ちにする世界共通目標に各国が協力する、③ICAO理事会は市場原理手法の世界的枠組みを検討することを決議しました。

経済的手法導入に向けた経緯と課題

2013年9月に開催された第38回 ICAO総会では、第37回総会で合意し た数値目標を着実に達成するために、 2020年からの世界的な経済的手法の導 入に向けた仕組みの構築が合意されまし た。その結果を受けて2016年9月に開 催された第39回ICAO総会では、CO2排 出削減に関するグローバルな目標を着実 に達成するため、2020年からの世界的 な経済的手法の制度導入とその具体的内 容が採択されました。経済的手法につ いては、新技術の導入、運航方式の改 善、代替燃料の活用といった対策で不足 する部分について、航空会社が排出権を 購入する制度となります。2021年から 2026年は国ごとに自発的に参加とし、 2027年から2035年は一部の国を除い た義務的参加が求められていますが、日 本は自発的参加を既に表明しています。 排出権購入は、国際航空において2020 年より増加した排出量について、各運 航者の排出量に応じて割り当てられ、 2030年以降は各社の個別の削減努力を 段階的に反映することとしています。国 土交通省の試算では、本邦航空会社の合計で、制度開始当初年間十数億円程度から、2035年には年間数百億円程度に段階的に増加すると予測されています。

CO2排出削減の取り組みと バイオジェット燃料

CO2排出削減という社会的責務を果た し、航空産業の発展につなげていくため にも、行政を含め業界全体で、より省工 ネルギーでCO2排出量の少ない航空輸 送・事業運営を追及することが必要です。 具体的な削減策として、空港運営におい ては国土交通省が「エコエアポート」の 推進を進めており、空港・周辺地域の環 境の保全や良好な環境の創造を推進して います。また、航空機の運航では、「エ ネルギー効率の良い機材の導入」、「効率 的な飛行ルート・航法」、「搭載物の軽量 化」、「代替燃料等の新技術開発」が考え られます。特に、航空産業のCO2排出削 減目標をクリアするためには、代替燃料 (バイオジェット燃料) の実用化と安定 供給が不可欠です。

日本では、独立行政法人新エネルギー・ 産業技術総合開発機構(NEDO)にて検 討を行っているほか、2012年9月に政 府内7つの府省が連携して策定した「バ イオマス事業化戦略」において、各省庁 間で連携してバイオマス燃料の将来の実 用化に向けて取り組んでいます。

2014年7月には、エアラインや航空機メーカー、大学などが運営委員となり、「次世代航空機燃料イニシアティブ」が設立されました。その中での検討結果を踏まえ、2015年7月に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けたバイオジェット燃料の導入までの道筋検討委員会」として格上げされました。検討委員会では、国土交通省、経済産業省主導で、国際規格燃料の生産、サプライチェーンの確立に向けて、羽田空港での運用に向け、幅広い関係者と連携した検討が進められています。

地球温暖化対策のための課税

国内においては、2012年度より「地球温暖化対策のための税(環境税)」が導入されていますが、航空機燃料が対象となっている免税、還付措置は2020年3月までに延長されました。

提言

行政・業界団体・事業者が 一体となったCO2排出量削減

航空産業の温暖化防止の取り組み効果を極大化するために、関係者が協調・連携し、一体となった環境対策を推進すべきです。そのために、まずはCO2排出量の低減目標などを定め、法対応や国際的な枠組みの追従という視点だけではなく、航空産業全体で積極的に取り組むべきです。

また、検討にあたっては、各社の事業 規模の差異を考慮し、総量規制(削減) よりも単位あたりの排出量削減(重量、 旅客、座席ベースなど)を目指すことが 望ましいと考えます。

航空会社のCO2排出量削減

エアラインが実施する温暖化対策の中で最も効果が高いのは、低燃費機材への 更新です。国としても、早期の機材更新 を促す政策的対応の検討が必要です。

一方、各事業者では、飛行方法やルート見直し、エンジン洗浄による燃費向上、搭載物の軽量化など、様々な努力や工夫を行っています。特に、航空における温暖化対策の1つの柱として、首都圏空域の再編や市街地上空の活用などによる運航ルートの短縮を加速すべきと考えます。また、航法や着陸方式の見直し等も継続的に検討すべきです。これらの取り組みは、今後も働くものの知恵と経験を活かしながら、継続することが必要です。

航空機代替燃料 (バイオジェット燃料)の実用化

代替燃料の実用化も早急に求められます。ICAOのCO2削減目標の達成にはバイオジェット燃料の実用化なしには実現不可能です。また、排出権取引制度の導入が決定している状況において、バイオジェット燃料が早期に普及しなければ、航空会社を含めた利用者の負担が増加する懸念があり、実用化に向けた動きを国全体として一層加速させる必要があります。こうした環境負荷軽減の観点のみならず、資源が少ない日本として長期的な安全保障の確保という観点や、新規産業としての雇用創出・経済効果などが期待できる

ことからも、研究開発 費や生産技術・運用環 境整備に関する費用へ の補助、全量買取制度 の導入などバイオジェ ット燃料の早期実用化 に向けてあらゆる支援 策を検討・実施すべき です。

実用化に向けては、 運用環境の整備など多 くの課題があります。 具体的には、バイオジ ェット燃料を貯蔵する

タンクや供給パイプラインなどの関連施設を使用できる国際規格の認証取得を早急に進める必要があります。可能な限り既存の給油施設を活用できる仕組みを前提に検討することが不可欠です。

あわせて既存燃料の数十倍以上とされる価格についても大きな課題であり、CO2削減目標達成に向けては、費用補助の仕組みを導入して早期実現と普及拡大を図っていくことが必要です。

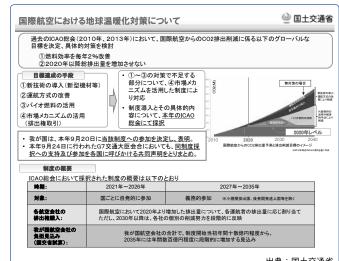
経済的手法の導入に向けて

第39回ICAO総会で合意された経済的 手法の導入に際しては、今後観光先進国 の実現に向けて、さらなる国際線需要の 拡大に取り組むことを国として後押しす るうえでも、排出権購入負担の極小化に つながる環境整備が必要です。また、首 都圏空港の機能強化や、地方空港におけ る外国人旅客の誘致を進めている現状に おいて、基準となる排出量を決定する時 期も重要になります。

その上で、「実効性・公平性が確保された枠組みか」という視点で、排出削減、技術開発、先進的取り組みなどを行う企業努力へのインセンティブなどの考え方を明確に示し、ICAOやIATAに提言すべきです。また、投機対象となって本来の目的に反するような運用状況にならないよう、透明性のあるチェック機能の設置も必要と考えます。

環境にやさしい空港づくりの さらなる推進

空港全体での環境対策として、空港の 運営主体(国、空港会社、地方自治体)や ビル会社は、より積極的にCO2排出量の



出典:国土交通省

削減を目指すべきです。中部国際空港など一部ではハイブリットカーの利用が義務付けられた空港もありますが、今後は、電気車両の導入など環境対策を推進するとともに、バッテリー充電装置の設置など、積極的にインフラ整備を進める必要があります。また、地上電源装置(GPU)の利用促進のため、各空港における施設の整備を推進することも必要です。加えて、地上走行の効率化や、効率的な施設配置も重要です。

なお、NEDOでは、エネルギーの削減効果が高い取り組みに対して一定の補助金を支給しています。航空連合も空港内車両などへの補助を求め、成果をあげてきましたが、さらに活用しやすい制度になるよう、申請の簡素化、申請・決定時期を事業者の予算策定時期に整合させるなどの工夫が必要です。

地球温暖化対策のための課税

エネルギー起源のCO2排出抑制を目的 とした石油石炭税にCO2排出量に応じた 税率を上乗せする「地球温暖化対策のた めの課税の特例(2012年10月より)」 について、航空機燃料の免税・還付措置 が2020年3月までさらに3年間延長さ れましたが、現時点において代替動力源 が実用化されていないという航空産業の 特性や免税措置が講じられている諸外国 での公共交通機関への対応を踏まえれ ば、航空機燃料に対する免税・還付措置 は恒久化すべきです。化石燃料を使用せ ざるを得ない業界が集中負担する構造は 避けるべきであり、社会的問題である CO2排出への負担は広く国民が負うとい うスタンスを持つべきと考えます。